

令和4年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和3年度分）

令和4年8月

武蔵野市教育委員会

目 次

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 武蔵野市教育委員会教育目標	2
3 令和3年度武蔵野市教育委員会の基本方針	3
【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進	4
【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成	5
【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	7
【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進	8
【基本方針5】 学校経営の改善・充実	9
【基本方針6】 学校施設の確実な整備	10
【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実	10
【基本方針8】 歴史文化の継承と創造	12
【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす	13
4 令和3年度各課重点事業の点検・評価	15
5 点検・評価に関する有識者からの意見	44
6 資料	51
(1)教育委員会名簿	51
(2)令和3年度教育委員会定例会及び臨時会における審議内容	51

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○概要

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを公表している。

これは、本市教育委員会が毎年定める教育目標及び基本方針で示した施策の方向性と照らし合わせ、点検・評価するとともに、今後の取組について明示するものである。

また、その際には、教育に関し学識経験を有する方からの意見を反映するものとする。

○点検及び評価の対象

令和3年度の重点事業を対象とする。重点事業とは、主に次のものとする。

- (1) 新規事業
- (2) 継続事業のうち規模を拡大した事業
- (3) その他の継続事業のうち、特色ある事業、予算規模の大きい事業など、特に報告の必要がある事業

○点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等の総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとする。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を作成する。報告書は市議会に提出するとともに、公表する。

2 武蔵野市教育委員会教育目標

(1) 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

(2) 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

3 令和3年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響等、当初想定していなかった事象が生じても、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針】

- 1 個性の伸長と市民性を高める教育の推進
- 2 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 4 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進
- 5 学校経営の改善・充実
- 6 学校施設の確実な整備
- 7 生涯学習・スポーツ事業の充実
- 8 歴史文化の継承と創造
- 9 図書館の力を高め地域に活かす

【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を認め合う教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。また、研究校を指定し、多様な人々と関わる学習活動や体験活動を一層推進するとともに、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、国際理解や障害者理解、ボランティアマインドの育成に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等の防止に向けて、新型コロナウイルス感染症の正しい理解と適切な対応が取れるよう、子どもたちへの指導を行うとともに、保護者や地域に向けて学校と連携して取り組みます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするとともに、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOSの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さを指導するとともに、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を実施します。各学校が作成した教科等横断的な武蔵野市民科カリキュラムを実施するとともに、武蔵野市民科についての保護者等への周知に取り組みます。引き続き、研究校を指定するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を設置して、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラムの改善・充実を図ります。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな

情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図ります。

そのため、昨年度まとめた長期宿泊体験活動検討委員会の報告書に基づいた実施と共に、来年度の実施に向けた計画づくりを進めます。

基本方針1による重点事業

- ・ 人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進（指導課）
- ・ 武蔵野市民科の実施（指導課）

【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

新学習指導要領の全面実施にあたり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動の推進を図ります。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図るとともに、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努めるとともに、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研究の成果や小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるチーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の学習センター、情報センターとしての機能を強化するため、モデル校を指定して学校図書館サポーターの勤務時間を増やすとともに、新聞の配備や様々な種類の図書に触れられるよう新書の導入や蔵書割合の見直し等に取り組みます。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○ICTを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」に基づき、新たに導入する学習者用コンピュータであるタブレット型パソコンを適切かつ効果的に使用して、子どもたちがICTを授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。そのために、授業における指導方法、自宅での活用方法を含め、ICTをツールとして活用し、子どもたちにどのような資質・能力をどのように育ていくか、検討委員会を設置し研究します。また、引き続き、ICTサポーターや新たに配置する端末導入支援員による授業支援を進めます。

○情報モラル教育の推進

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、子どもの発達段階に応じ、意図的・計画的に身に付けさせます。また、今後の情報化の進展の中でICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、家庭や地域と連携を図りながらデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた様々な工夫を行うとともに、効果的に習熟度別指導を実施することにより、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

基本方針2による重点事業

- ・言語能力の育成（指導課）
- ・学習者用コンピュータ用を活用した学びの推進（指導課）

【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場の確保を進めます。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○連続性のある多様な学び場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会を中学校にも拡充するため、交流共同学習支援員の配置を進めます。また、合理的配慮などの特別支援教育に関する情報発信を行うことにより、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や療育機関との連携やICT機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と児童生徒の在籍校が連携して、対象児童生徒の状態に応じた指導を行います。

○不登校児童生徒への支援の充実

家庭と子どもの支援員や全中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーの活動を通じて、不登校児童生徒を支援します。また、不登校児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの支援環境の充実を図ります。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解促進を進めます。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない児童生徒と保護者への相談支援を進めます。

基本方針3による重点事業

- ・ 特別支援教育における多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進（教育支援課）
- ・ 不登校児童生徒への支援の充実（教育支援課）

【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれます。学校における感染症対策を行うとともに、子どもたちが感染症を正しく理解し、適切に対応できるよう指導します。また、子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○新型コロナウイルス感染症への対応

児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、学校における新型コロナウイルスの感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。各校においては、児童生徒の健康把握や手洗いの徹底、外部人材による校内消毒などの感染症対策を進めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上、健康づくりの取組を充実させるとともに、全小・中学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組を一層支援します。また、運動能力の向上を図るため、モデル校の取組を生かすとともに、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや一校一取組など各学校の特色を生かした取組を奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。令和3年度2学期から開設する新学校給食桜堤調理場においては、給食試食や調理体験ができる食育スペースを設置します。

基本方針4による重点事業

- ・新学校給食桜堤調理場の整備（教育支援課）

【基本方針5】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、新学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立し、子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるOJTを積極的に推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、「深い学び」をテーマとする教育課題研究開発校を3校指定し、研究成果を教員が共有できるよう努めます。

また、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方と共に、地域コーディネーターを中核とした学校・家庭・地域の組織的な協働のあり方を検討するために、検討委員会を設置します。

○学校における働き方改革の推進

「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」に基づき全校に導入した出退勤システムにより、働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めるとともに、定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日を実施します。併せてICTを活用した校務の軽減について検討します。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、市講師を配置して教員の業務量を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、引き続き、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に配置します。

基本方針5による重点事業

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上（指導課）
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進（指導課）
- ・ 学校における働き方改革の推進（指導課）

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。また、学校給食を安定的に供給するため、新学校給食桜堤調理場を開設します。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築にあたっては、アンケートやワークショップ、説明会等を通じ幅広く多様な意見を聞きながら、改築基本計画に基づき基本設計及び実施設計を進めます。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保します。

○新学校給食桜堤調理場の整備

児童生徒数の増加に対応して学校給食を安定的に供給するため、最新の学校給食衛生管理基準を踏まえつつ、災害時の炊出しを支援する機能も備えた新学校給食桜堤調理場を令和3年度2学期から開設します。

基本方針6による重点事業

- ・教室増・災害・老朽化への対応（教育企画課）
- ・学校改築の計画的な推進（教育企画課）
- ・新学校給食桜堤調理場の整備（教育支援課）

【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通したまちづくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会を契機として、市民のスポーツ活動や多様な文化活動の振興に取り組み、大会後もレガシーとして生涯学習事業に生かします。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式LINEを活用し、積極的な情報提供を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者とつながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、学内での対面方式やWEB活用により、大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会等を実施し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる仕組みを検討します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加児童が学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、少人数で体験するプログラムを実施します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の育成を図り、市民の芸術文化活動を支援します。

また、（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、両事業団の合併準備会における統合に向けた取り組みを支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる社会の実現

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。スポーツが、健康づくりはもとより、人としての成長や仲間づくりにつながるよう、継続のための取り組みを推進します。

○地域スポーツの支援

スポーツによる地域の活性化と体力向上を促進するため、学校施設を活用した気軽に楽しめるスポーツの紹介や、学校と連携した児童・生徒のスポーツ活動支援の充実を図ります。

また、市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館等の大規模改修工事に向けた基本計画の策定及び外壁改修工事を行います。さらに、隣接する公共施設の整備状況を勘案しながら、旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置を検討します。

○スポーツ活動振興の方策

スポーツへの関心や興味が高まる東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会の開催を契機とし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実していきます。

学校教育との連携では、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

武蔵野市体育協会、（公財）武蔵野生涯学習振興事業団等と連携し、競技スポーツや気軽にできるレクリエーションスポーツ、障害者スポーツと、多様な市民要望に対応したスポーツプログラムの充実を図ります。また、安心してスポーツを楽しむための環境づくりや施設整備を進めます。

本市におけるスポーツ振興に係る事業を体系化し、スポーツ振興に係る施策を総合的に推進することを目的として武蔵野市スポーツ振興計画の改定を行います。

○安心して利用できる生涯学習・スポーツ環境の構築

利用者の安全確保を最優先とし、可能な限り生涯学習・スポーツ活動が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

基本方針7による重点事業

- ・ 学びの成果の活用と継承事業及び土曜学校の在り方の検討（生涯学習スポーツ課）
- ・ スポーツ振興計画の改定（生涯学習スポーツ課）

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等において企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目なく、博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収

集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。利活用としては令和2年度に作成した中島飛行機関連の資料の検索シートを利用した展示を行います。

また、百年史編纂室が収集した行政資料（複写物）の目録作成に取り組みます。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

新型コロナウイルス感染症が完全に収束することが困難な状況の中、実物を見て時には触れて体験するという博物館の原点と、SNSを使った事業を組み合わせた新たな博物館像を構築します。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

全国に歴史館の事業を発信するためにフェイスブックを、若年層への周知や研究分野ごとの情報発信のためにツイッターの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

基本方針8による重点事業

- ・ 歴史公文書の利活用の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・ 文化財の指定、整備と周知、広報（生涯学習スポーツ課）

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○図書館施設・機能の充実

超高齢化社会や障害者差別解消法対応などを意識し、すべての利用者が使いやすく安全な施設提供を目指します。また、老朽化した施設設備の更新工事、法改正により必要となった安全性向上のための改修工事を実施します。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来からの図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成します。

また、昨年度の検討結果に基づき、中央図書館の管理運営を引き続き市が直接行うこととし、指定管理者制度を活用する分館2館とともに、3館の連携強化を図ることで、市民ニーズに対応した質の高い図書館サービスを提供します。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、昨年度実施した蔵書構成の評価に基づき、3館の個性に沿った資料収集の強化、新刊ベストセラーの複本購入の抑制などを進めます。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報の活用を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

利用者が図書館を活用し、情報収集を行えるために、利用者の安全確保を最優先としつつ、可能な限り図書館サービスを継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館資料を活用して地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育ていけるよう、第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係各課と連携して本市における子どもの読書活動を総合的に推進します。一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

基本方針9による重点事業

- ・市立図書館を支える人材の育成（図書館）
- ・子どもたちの読書活動の充実（図書館）
- ・計画的な図書館の修繕・改修の実施（図書館）

4 令和3年度各課重点事業の点検・評価

「武蔵野市教育委員会教育目標及び令和3年度武蔵野市教育委員会の基本方針について」（令和3年2月8日議決）や第三期学校教育計画、第二期生涯学習計画、第2期図書館計画等の個別計画を踏まえ、以下の主要な事業について、進捗状況を定期的に把握しながら実施した。

	新規	事業名	基本方針番号									担当課	頁
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1		教室増・災害・老朽化への対応										教育企画課	16
2		学校改築の計画的な推進										教育企画課	17
3		人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進										指導課	18
4		武蔵野市民科の実施										指導課	20
5		言語能力の育成										指導課	22
6		学習者用コンピュータを活用した学びの推進										指導課	24
7		主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上										指導課	25
8		学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進										指導課	27
9		学校における働き方改革の推進										指導課	29
10		特別支援教育における多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進										教育支援課	30
11		不登校児童生徒への支援の充実										教育支援課	31
12		新学校給食桜堤調理場の整備										教育支援課	33
13		学びの成果の活用と継承事業及び土曜学校の在り方の検討										生涯学習スポーツ課	34
14		スポーツ振興計画の改定										生涯学習スポーツ課	35
15		歴史公文書の利活用の推進										生涯学習スポーツ課	36
16		文化財の指定、整備と周知、広報										生涯学習スポーツ課	38
17		市立図書館を支える人材の育成										図書館	39
18		子どもたちの読書活動の充実										図書館	41
19		計画的な図書館の修繕・改修の実施										図書館	42

■新型コロナウイルス感染症への対応

43

※各項目の丸数字はそれぞれ対応しています。

	事業 1	教室増・災害・老朽化への対応	基本方針No.6
			教育企画課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備		
施策の趣旨・概要	児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、引き続き施設保全整備を実施する。		
令和2年度までの取組状況	児童生徒数の増加に対応して、必要となる教室を確保してきた。更新期を迎える給排水管の劣化調査を行い、改修方針を策定した。施設整備員による学校施設点検を試行した。		
令和3年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒数の増加及び小学校35人学級導入に対応した教育環境の確保が必要である。 ② 非構造部材の耐震化や劣化・改良保全を計画的に進める必要がある。 ③ 老朽化した施設のメンテナンスを適切に実施する必要がある。 		
設 定 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ① 当初予算で予定する第五小学校職員室等改修工事、桜野小学校コンピュータ室改修工事を完了させる。また、小学校35人学級導入への対応方針を決め必要な措置を講じる。 ② 体育館バスケットゴール耐震化工事及び小・中学校配管改修工事の令和3年度分を完了させる。 ③ 施設整備員¹を2名増員し6名とし、施設の点検・修繕体制を充実させる。 		
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ① 当初予算予定工事について、夏季休業期間を中心に実施した。35人学級導入については、6月に各校における教室改修や関前南小学校の校舎増築などの対応方針を決定した。 ② 令和3年度に計画していたバスケットゴールの耐震化工事、配管の改修工事を実施した。 ③ 施設整備員6名体制による学校施設点検を実施した。年度末には各校の点検口点検も開始した。 		
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級増加への対応については、方針を決定して、関前南小学校の増築校舎の基本設計や説明会も行うなど着実に進めることができた。 ② 計画していたバスケットゴールの耐震化工事、配管の改修工事を着実に実施することで、より安全な教育環境を確保することができた。 ③ 施設整備員の体制を強化することで、より充実した点検体制を確立することができた。 		

¹ 施設整備員 市立小・中学校全 18 校を巡回して、施設の安全確保を担う教育委員会配属の会計年度任用職員。

今後の取組の方向性	<p>① 児童生徒数の増加状況を注視しながら、必要な対策を行う。</p> <p>② 引き続き、令和4年度までの実施を計画している吊り下げ式バスケットゴールの耐震化や令和5年度までの実施を計画している配管改修を進める。</p> <p>③ 施設整備員による点検を継続して行い、施設課、学校とも情報共有を図る。</p>
-----------	--

	事業 2	学校改築の計画的な推進	基本方針No.6
			教育企画課
計画名	第三期学校教育計画、学校施設整備基本計画、第一中学校改築基本計画、第五中学校改築基本計画		
計画の主要な取組	学校改築の計画的な推進		
施策の趣旨・概要	児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、計画的な学校改築を実施する。		
令和2年度までの取組状況	平成27年5月に武蔵野市学校施設整備基本方針、令和2年3月に武蔵野市学校施設整備基本計画を策定した。 令和2年4月より、武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築事業に着手し、改築基本計画を策定した。		
令和3年度の課題	<p>① 第一中学校及び第五中学校の改築基本計画に基づき、改築懇談会や学区内の学校関係者に意見を聴きながら、基本設計・実施設計を進める必要がある。</p> <p>② 第一中学校及び第五中学校の次に改築を予定している、第五小学校及び井之頭小学校の改築の準備を行う必要がある。</p>		
設定目標	<p>① 第一中学校及び第五中学校の改築に向け、改築懇談会や学区内の学校関係者に意見を聴きながら、基本設計を年内を目途に策定し、年明けより実施設計に着手する。</p> <p>② 第五小学校及び井之頭小学校の改築事業を円滑に進めるため、基本計画策定準備、設計事業者選定準備、また、両校とも狭い敷地での改築になるため工事計画や工程計画等の検討を行う。</p>		
実績	<p>① 改築基本計画に基づき、改築懇談会や学区内の学校関係者に意見を聴きながら、令和3年12月に基本設計をまとめることが出来た。また、令和4年1月より実施設計に着手した。</p> <p>② 改築基本計画策定にあたり、武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき敷地条件を整理した。また、令和4年3月に両校の設計業務委託プロポーザルを行う設計事業者の公募を行った。</p>		

評価	<p>① 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的で深い学びの実現が可能な新しい時代の学びを実現する学校施設として、基本設計をまとめることが出来た。基本設計においては、今後の学校改築におけるコンセプトの確立とともに、改築全体の事業費について、基本設計を踏まえた積み上げにより再計算を行い、「第2期 武蔵野市公共施設等総合管理計画」の改定に反映させることが出来た。</p> <p>② 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき敷地条件を整理することが出来た。また、事業者から具体的な提案を受けられるよう、諸条件の整理をした上で、プロポーザルの準備を行うことが出来た。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 実施設計にあたっては、基本設計時における改築懇談会、学校関係者及び庁内関係部署の意見を踏まえ実施設計を進める。</p> <p>② 令和4年度前半に設計業務委託プロポーザルにより設計者を決定し、改築懇談会等で意見を聞きながら、令和4年度に改築基本計画を策定する。</p>

	事業 3	人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進	基本方針No.1
			指導課
計画名		第三期学校教育計画	
計画の主要な取組		人権教育の推進、いじめの防止に向けた取組	
施策の趣旨・概要		多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学び、誰もが偏見や差別、いじめを受けることなく生活できるようにするため、全教育活動を通じて人権教育や多様性を認め合う教育を推進する。	
令和2年度までの取組状況		各校、人権教育全体計画及び年間指導計画を基に人権教育が展開されている。開催延期となったが、オリンピック・パラリンピック教育は継続して推進した。連合行事や宿泊行事の中止による代替行事を計画するに当たっては、各校児童・生徒が主体的に計画したり、児童・生徒の思いを大事にした計画を立て実施した。長期宿泊活動検討委員会において、今後のセカンドスクールで育む資質・能力を系統立てて見直した。また、内容として、児童・生徒が挑戦する体験を設定したり、挑戦する行動を肯定的に評価したりすることを明確に位置付けた報告書を作成した。年3回のふれあい月間において、いじめの未然防止に向けた指導を改めて行うとともに、全児童・生徒に対していじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの早期発見・解決を図ってきた。	
令和3年度の課題		① 多様性を認め尊重し合い、偏見や差別をなくしていくために、人権教育を推進するとともに、「子どもの権利条約」の理解を啓発する必要がある。	

	<p>② 子どもの権利に関する条例制定の検討にあたり、学校教育において、いじめなどから子どもの権利を救済する仕組みを整備する必要がある。</p> <p>③ 学校、家庭、関係機関との行動連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う必要がある。</p> <p>④ 子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするために、活躍できる場を設定する必要がある。</p>
設 定 目 標	<p>① 校長講話や教育活動全体を通して、「子どもの権利条約」の理解啓発の活動を行う。また、子どもたちの意見を表す場として、「武蔵野市いじめ防止基本方針」における「子どもたちの願い」を改訂する。</p> <p>② 「武蔵野市いじめ防止基本方針」を具現化し、重大事態などが発生した際の対応策などを明文化した具体的方策を策定する。</p> <p>③ 学校行事や日々の学校生活の中に、児童・生徒一人一人が活躍できる場を積極的に設けるとともに、効果的な指導を行う。</p> <p>④ 定期的なアンケート調査や市派遣相談員²、都スクールカウンセラー³による面談等を通していじめを早期に発見する。また、迅速な解決に努め、重大事態ゼロの状況を維持する。</p>
実 績	<p>① 子どもたちの意見を表す場となる、「武蔵野市いじめ防止基本方針」の啓発ポスターに掲載する「子どもたちの願い」を募集し、ポスターの改訂を行った。</p> <p>② 「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」を令和4年2月に策定した。また、市立小・中学校教員に一人1冊配付した。</p> <p>③ 9月、1月と「子供輝く@TOKYO」⁴における、全公立学校で実施する「エール・ウィーク」⁵の取組を市内各校においても推進した。</p> <p>④ 9月のいじめ防止月間における啓発活動、年3回のふれあい月間には、いじめに関するアンケート調査を行った。また、都SC(スクールカウンセラー)による小学校5年、中学校1年の全員面接を行ったり、他学年の児童・生徒の様子について把握に努めたりした。</p>

² 市派遣相談員 市教育支援センターが市立各小・中学校に週1回派遣している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。児童・生徒、保護者、学校の相談支援を行う。

³ 都スクールカウンセラー 東京都が市立各小・中学校に週1回派遣している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。児童・生徒、保護者、学校の相談支援を行う。

⁴ 子供輝く@TOKYO 東京都教育委員会が実施するコロナ禍で生きるありのままの子どもたちを、学校、家庭、地域が一体となって、寄り添い支える取組。

⁵ エール・ウィーク 長期休業明けの9月、1月に各校において、児童・生徒理解の深化を図るとともに、子どもが自らのよさや可能性に気付き、自己肯定感を高める取組。教職員が、子ども一人一人のよさや努力、成長を見付けて共有したり、見付けたよさ等を子どもに直接伝えるとともに、学校便り等で保護者や地域に発信したりする。

<p>評 価</p>	<p>① 「武蔵野市いじめ防止基本方針」の啓発ポスターを、子どもの意見を表す機会として位置付けたことで、今後のポスターの活用を含めたいじめ未然防止の取組を各校に示すことができた。</p> <p>② 子どもの権利を救済する仕組みとして、重大事態などが発生した際の対応策を明文化するなど、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を具現化した具体的方策を策定できた。</p> <p>③ 「エール・ウィーク」の実施により、長期休業明けに面談やアンケート調査をするなどして児童・生徒の様子を丁寧に捉えたり、各学期の目標を立てる際に一人一人の目標を共有し、目標達成への手だてを一緒に考えたりした。児童・生徒が自らのよさや可能性に気づき、自己肯定感を高める声かけなどの取組を実施できた。</p> <p>④ いじめの未然防止、早期発見・解決を図ることにより、重大事態ゼロの状況を維持することができた。</p>
<p>今 後 の 取 組 の 方 向 性</p>	<p>① 学校の教育活動全体を通して、子どもの権利に関する理解啓発の活動を行う。また、市の子どもの権利に関する条例の制定に向け、子どもたちが意見を表す取組を学校教育においても推進する。改訂した「武蔵野市いじめ防止基本方針」のポスターを活用して、児童・生徒自らがいじめの未然防止に努める機運を醸成する。</p> <p>② 「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」に基づき、各校のいじめ防止基本方針と共に、いじめ防止の対策を充実させる。</p> <p>③ 日々の学校生活や学校行事の中で、児童・生徒一人一人が主体的に活躍できる場を積極的に設けるとともに、効果的な指導を行う。また、調査研究協力校において自尊感情測定尺度(東京都版)⁶を用いた調査を行い、本市の児童・生徒の実態を明らかにする。</p> <p>④ 定期的なアンケート調査や市派遣相談員、都スクールカウンセラーによる面談等を通していじめを早期に発見する。また、迅速な解決に努め、重大事態ゼロの状況を維持する。</p>

	<p>事業 4</p>	<p>武蔵野市民科の実施</p>	<p>基本方針No.1 指導課</p>
<p>計 画 名</p>	<p>第三期学校教育計画</p>		
<p>計画の主要な取組</p>	<p>武蔵野市民科の実施</p>		
<p>施策の趣旨・概要</p>	<p>「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力(市民性)を確実に育成するために、全小・中学校において「武蔵野市民科」の学習を実施する。</p>		

⁶ 自尊感情測定尺度(東京都版) 東京都教職員研修センターと慶應義塾大学が共同開発した、学校教育に求められる自尊感情の傾向を分析し、発達段階に応じて適切に把握できる自己評価シートによる調査、分析方法。

令和2年度までの 取組状況	武蔵野市民科全面実施に向け、各校において試行を進めた。教育広報誌「きょういく武蔵野」による啓発、教育課題研究開発校である境南小学校の中間発表会を行い、参会者の理解の共有を図った。
令和3年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 武蔵野市民科の必要性や趣旨、学習内容等について、保護者・市民に理解してもらうための積極的な情報発信が必要である。 ② 教員が武蔵野市民科の教材開発、単元の指導計画の立案、授業の展開方法について習熟を図る必要がある。 ③ 全面実施にあたって、計画的に授業を行うとともに、成果や課題の検証を通して、より効果的な単元の指導計画となるよう見直すことが必要である。
設定目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 各校において、年度当初の保護者会等で武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明する。また、むさしの教育フォーラム、境南小学校の研究発表会を行い、保護者・市民への武蔵野市民科についての啓発を図る。 ② 境南小学校、第二中学校を教育課題研究開発校(武蔵野市民科)として指定し、研究内容、成果を各校に還元する。 ③ 各校で単元の指導計画を見直すとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会において、授業改善につなげるための情報共有を図る。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 11月12日(金)に境南小学校の研究発表会に合わせて、武蔵野市民科をテーマとしたむさしの教育フォーラムを実施した。また、当日の様子を動画にして市のホームページに公開した。 ② 教育課題研究開発校として、境南小学校が研究発表を行った。第二中学校は指定1年目の研究を推進した。 ③ 武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を年間3回開催した。教育課題研究開発校の研究発表会の参加、武蔵野市民科の評価方法について協議した。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ① むさしの教育フォーラムとして、境南小学校の研究実践を基に武蔵野市民科について市民への啓発を図ることができた。 ② 境南小学校の研究では、武蔵野市民科で育成を目指す資質・能力を、目的意識・自己決定の視点から整理した提案がなされた。 ③ 教育課題研究開発校の先駆的な取組を通して、武蔵野市民科の目的・意義を確認できた。また、武蔵野市民科の評価方法について共通理解を図ることができた。
今後の取組の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 各校において、年度当初の保護者会等で武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明する。また、学校だよりや学校ホームページを通じて、児童・生徒の学習に取り組む様子を積極的に発信する。 ② 境南小学校、第二中学校を教育課題研究開発校(武蔵野市民科)として指定し、研究内容、成果を各校に還元する。

	③ 各校で単元の指導計画を見直すとともに、共通理解が図られた評価方法を含め、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会において、「武蔵野市民科教員向け手引き」の改訂を令和4年度中に行う。
--	---

	事業 5	言語能力の育成	基本方針No.2
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	英語教育の充実、学校図書館の活用		
施策の趣旨・概要	<p>すべての学びの基盤となる資質・能力である言語能力を確実に育むために、国語科をはじめとした全教育活動において、言語活動の充実を図る。特に、言語の基盤を育むため、学校図書館の図書資料の充実や環境整備を行い、様々な種類の本に触れる読書活動を推進する。</p> <p>また、これからのグローバル社会を生きていく子どもたちに必要である英語でのコミュニケーション能力を育成するために、英語教育の充実を図る。</p>		
令和2年度までの取組状況	<p>国語科をはじめとした全教育活動において言語活動の充実を図った授業を展開した。学校図書館サポーターの研修会を再開し、資質・向上を図るとともに学校図書館の活用、読書活動の充実を図った。また、小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導により、小学校教員の英語に関する指導力の向上を図った。</p>		
令和3年度の課題	<p>① 各校において、学校図書館の積極的活用、及び読書活動の推進に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を支える言語能力を育成する必要がある。</p> <p>② 英語を使って自分の思いや考えを伝える力や自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するために、授業を担当している教員や講師の授業改善を図る必要がある。</p> <p>③ 児童・生徒が、英語を使う楽しさや必要性を体感し、英語を学びたいという動機付けについて充実を図る必要がある。</p>		
設定目標	<p>① 学校図書館活用モデル校として指定した千川小学校、第三中学校、第六中学校を中心に、探究的な学習や協働的な学習を行う際に、積極的に学校図書館を活用するとともに、読書活動を推進するための取組を定期的に行う。また、公立図書館との連携を一層進める。</p> <p>② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）とのチーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、外国語の授業を担当している教員や</p>		

	<p>講師の指導力の向上とともに、中学校英語科との円滑な接続、児童・生徒の英語力の向上を図る。</p> <p>③ 令和4年度中に多摩地域に開業する体験型英語学習施設で学習するための体験料の補助について検討する。</p>
実 績	<p>① 学校図書館活用モデル校に、学校図書館サポーターの配置時数を増加したことで、放課後の開館や教職員との打合せ時間が確保できた。学校図書館担当者・サポーター連絡会を年3回開催し、学校図書館サポーターの資質・向上を図る研修を実施した。</p> <p>② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導を継続して行った。小学校外国語担当者連絡会を年2回、夏季には小学校外国語等研修を行った。</p> <p>③ 多摩地域に開業する体験型英語学習施設で学習するための体験料の補助について検討したが、利用方法や補助方法について継続して検討することとした。</p>
評 価	<p>① 学校図書館サポーターの配置時数を拡充した学校図書館活用モデル校では、学校図書館の環境整備の充実、放課後の開館が可能となり、利用率や貸出冊数の増加などの成果を確認することができた。</p> <p>② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導により、担当教員の外国語の授業力が向上した。小学校外国語等担当者連絡会においても、外国語専科教員や中学校の英語科教員の授業を基に研修を深めることができた。</p> <p>③ 全員を対象にした補助ではなく、英語の学習に取り組みたいという児童・生徒の主体性を保障する支援方法を検討する方向性を確認した。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 学校図書館活用モデル校の成果を基に、学校図書館の活用や学校図書館サポーターのあり方について検討する。</p> <p>① 教育課題研究開発校として第三小学校、関前南小学校を指定し、言葉による見方・考え方を働かせた国語科における資質・能力の育成を目指す研究を行う。</p> <p>② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、外国語の授業を担当している教員や講師の指導力の向上を図る。</p> <p>③ 児童・生徒が主体的に英語を活用するために、多摩地域に開業する体験型英語学習施設の利用方法や、その他の方法についても検討する。</p>

新	事業 6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	基本方針No.2
			指導課
計	画	名	第三期学校教育計画
計画の主要な取組			情報モラル教育の実施、情報通信技術 (ICT) を活用した授業の推進、ICT 化の推進
施策の趣旨・概要			児童・生徒一人に1台整備した学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業を実施し、必要な知見を蓄積するとともに、授業における指導方法、家庭での活用方法を含め、ICTの活用について、検討委員会において研究する。
令和2年度までの取組状況			国のGIGAスクール構想による児童・生徒への一人1台の端末補助金が前倒しになったことから、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」を定め、児童・生徒一人1台の端末の整備、校内の通信環境の増強工事等、導入の準備を行った。
令和3年度の課題			① 児童・生徒一人1台整備した学習者用コンピュータを活用した授業に教員が積極的に挑戦する必要がある。 ② 学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業の方法や、家庭での活用方法について知見を蓄積する必要がある。
設定目標			① 各校のICT活用推進リーダーを中心に授業における積極的な活用を図るとともに、担当指導主事による学習者用コンピュータを活用した授業の指導助言を行う。 ② 学習者用コンピュータ活用検討委員会において、授業及び家庭での使用における課題の解決や授業実践の成果を蓄積する。また、「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等により、活用方法について、保護者・教員に発信する。
実績			① 2か月に1回の割合で各校のICT活用推進リーダーによる連絡会を行い、活用状況の確認、運用上の課題、情報交換を行った。また、担当指導主事による研修、活用状況の視察等の訪問を行い、指導助言を行った。 ② 学習者用コンピュータ活用検討委員会を6回開催し、運用上の諸課題の解決や授業実践の蓄積を行った。また、武蔵野市としてのデジタル・シティズンシップ教育の基本的な考え方や、オンライン授業・学習の言葉の定義を整理した。 ③ 「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」は、第7号～第15号を発信した。試行1年目の事業のまとめとして、令和4年3月に「令和3年度 学習者用コンピュータ活用事業のまとめ」を作成した。

<p>評 価</p>	<p>① 4月に運用を開始したばかりであったが、各校においては、学習者用コンピュータを活用した積極的な実践が多く行われた。担当指導主事を1名増やして配置したことにより、学校が使用する際の運用上の課題や学習指導における活用について指導助言を行うことができた。</p> <p>② 学習者用コンピュータ活用検討委員会による協議により、運用上の諸課題の解決や環境整備を進めることができた。指導主事と学校を直接つなぐGoogleクラスルームを開設した。教員の授業実践を投稿できるようにしたことで、55の実践事例を蓄積することができた。</p>
<p>今後の取組の方向性</p>	<p>① 各校のICT活用推進リーダーを中心に授業における積極的な活用を図るとともに、担当指導主事による学習者用コンピュータを活用した授業の指導・助言を行う。</p> <p>② 学習者用コンピュータ活用検討委員会において、授業及び家庭での使用における課題の解決や授業実践の成果を蓄積する。また、学習者用コンピュータ活用の指針に必要となる、適切かつ効果的な活用方法、環境整備、自律的な管理等の内容や課題を整理する。</p> <p>③ 武蔵野市としてのデジタル・シティズンシップ教育を推進するための具体的な指導方法を検討し、令和4年度中に指導計画としてまとめる。</p> <p>④ 学習者用コンピュータ活用検討委員会において課題解決した内容や方向性、また活用方法について、「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等により、保護者・教職員に発信する。</p>

	<p>事業 7</p>	<p>主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上</p>	<p>基本方針No.5 指導課</p>
<p>計 画 名</p>	<p>第三期学校教育計画</p>		
<p>計画の主要な取組</p>	<p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施</p>		
<p>施策の趣旨・概要</p>	<p>学習指導要領では、児童・生徒に生きる力を確実に育むために、学校の教育活動を進めるにあたって、「主体的・対話的で深い学び」の実現を求めている。そのためには、各教員の授業力を向上させることが不可欠である。</p>		
<p>令和2年度までの取組状況</p>	<p>若手教員及び臨時的任用教員等の育成のため、教育アドバイザーによる授業観察を定期的に行った。また、教員に対して学習指導や生活指導等についての相談や支援を行った。</p> <p>「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校の研究発表会は、研究指定を1年間延ばし、次年度研究発表を行うこととした。また、新たに「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校を2校指定し、1年目の研究を推進した。</p>		

令和3年度の課題	<p>① 日々の授業を行うにあたって、各教員が「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識し、不断の努力をする必要がある。</p> <p>② 各教員が自ら学ぶ意欲を喚起し、主体的に研修に参加できる機会を用意する必要がある。</p>
設 定 目 標	<p>① 校内における研究・研修を推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員⁷等に対する教育アドバイザー⁸による充実した支援を実施する。また、指導課訪問等を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善について指導・助言を行う。</p> <p>② 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校3校(第三小学校、第五小学校、桜野小学校)の研究発表会を、小学校教員はいずれか1回以上は必ず参加する研修とするとともに、公開授業について協議できる場を設定する。また、指導主事が積極的に関わり、研究内容を充実させるとともに、各校に成果を基にした指導・助言を行う。</p> <p>③ 武蔵野市立小中学校教育研究会の他に研究団体などに所属したり、研究発表に参加したりすることを奨励するとともに、支援の方策について検討する。</p>
実 績	<p>① 若手教員や臨時的任用教員等への教育アドバイザーによる指導・支援を計画的に進め、のべ152回の訪問研修を実施した。</p> <p>② 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校として、1月21日(金)に桜野小学校(参加者94名)、1月28日(金)に第五小学校(参加者102名)、2月10日(木)に第三小学校(参加者60名)の研究発表会を対面で実施した。また、各校分科会協議を行い、発表校の教員と参加者が直接研究や授業について語り合った。</p> <p>③ 武蔵野市立小中学校教育研究会の他に研究団体などの研修会や、研究発表に参加したりする支援の方策について、次年度の予算に計上した。</p>
評 価	<p>① 若手教員や臨時的任用教員等への支援、初任者研修等は計画通りに実施できた。月1回教育アドバイザーと指導主事との連絡会により支援対象者について情報共有し、課題等を把握することにより、教員一人一人の状況を確認し、指導・支援することができた。</p> <p>② 教育課題研究開発校の3校とも、「深い学び」を実現するための手だて、対話の重要性が提案されたことは大きな成果であった。分科会協議を行うことで、発表校の教員一人一人の意図や思いを伝えることが</p>

⁷ 臨時的任用教員 期間を限って任用される教員。教員の妊娠出産休暇及び育児休業の取得により欠員が生じた際に代替として勤務する「産休育休代替教員」や、新規採用のうち正規採用ではなく1年間の期限付きの採用教員のことを指す。

⁸ 教育アドバイザー 校長経験のある市の専門嘱託員。若手教員等の授業力向上及び学校経営への適時・適切な支援を行う。

	<p>できた。また、参会者が研究や提案授業について質問や意見を伝えやすく、充実した協議をもつことができた。</p> <p>② 次年度に向けて、教員の主体的な学びを保障する支援体制の環境を一部整備することができた。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 校内における研究・研修を推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員等に対する教育アドバイザーによる充実した支援を実施する。また、指導課訪問等を通じて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することによる、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について指導・助言を行う。</p> <p>① 教育課題研究開発校として第三小学校、関前南小学校を指定し、言葉による見方・考え方を働かせた国語科における資質・能力の育成を目指す研究を行う。(事業5・再掲)</p> <p>② 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会、オンライン研修に参加する際に発生する参加費の補助を実施し、武蔵野市立小中学校教育研究会の他に研究団体などに所属したり、研究発表に参加したりすることを奨励する。</p>

	事業 8	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進	基本方針No.5 指導課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築		
施策の趣旨・概要	学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標を地域・家庭と共有し、学校・家庭・地域の三者が各々主体性を発揮しながら、連携・協働するための仕組みづくりに取り組む。		
令和2年度までの取組状況	「きょういく武蔵野」や「地域と学校の協働通信」などを通して、地域と学校の協働における課題、啓発等掲載し発信した。新型コロナウイルス感染予防のため、各校の開かれた学校づくり協議会の内容や地域コーディネーターの活動が制限されたが、各校工夫した実践を連絡会等で情報共有した。		
令和3年度の課題	<p>① 連携・協働するための仕組みづくりを検討する委員会を立ち上げ、協議していく必要がある。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症に対応した、地域と協働した教育活動を展開する必要がある。</p>		
設定目標	① 関係機関や部局との調整や課題整理を行い、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会(仮)」での協議を開始する。		

	② 地域コーディネーター ⁹ 連絡会を中心に、地域コーディネーター間の情報共有を行い、新型コロナウイルス感染症に対応した支援の方法を追究する。
実績	<p>① 総合教育会議での意見を踏まえ、検討委員会での協議を開始する前に、課題を整理する庁内検討会議を計3回開催した。「未来を担う子どもたちのために」という理念を前提として、「社会に開かれた教育課程」を通じて学校・家庭(保護者)・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、「学校運営」に関する協働体制について検討を行う方向性を確認し、10月から計4回検討委員会を開催した。3回の協議を基に、4回目には、開かれた学校づくり協議会を強化するイメージ(案)を提案し、「学校運営」に関する協働体制について協議を行った。</p> <p>② 地域コーディネーター連絡会を年3回開催した。第2回は緊急事態宣言中のため書面開催としたが、第1回と第3回で各校の状況の共有、第3回には、開かれた学校づくり協議会を強化するイメージ(案)について説明し、意見聴取を行った。</p>
評価	<p>① 庁内検討会議により検討内容を焦点化し、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の協議を開始できた。検討委員会の協議を踏まえ、開かれた学校づくり協議会の機能を強化する方向で、「共有」・「促進」・「つなぐ」という3つのポイントから協働体制を再構築するイメージを事務局から提案するところまで協議を進めることができた。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染予防のため、地域コーディネーターの活動が制限されたが、各校で工夫した実践内容を連絡会で情報共有することができた。また、地域コーディネーター同士の連携による情報交換により活動が充実したことも報告された。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」における協議結果の内容を令和4年8月までに中間のまとめとして取りまとめ、パブリックコメントを実施する。12月には報告書としてまとめ、関係者間で持続可能な実効性のある体制の方向性を共有する。また、令和5年度以降のモデル校による学校・家庭・地域の協働体制の効果・検証のための準備を行う。</p> <p>② 地域コーディネーター連絡会を中心に、地域コーディネーター間の情報共有を行い、支援の方法を追究する。また、学校・家庭・地域の協働体制を強化するための地域コーディネーターの環境整備を行う。</p>

⁹ 地域コーディネーター 学校支援人材の発掘・交渉・調整を行う地域の方。各校1名(校長の推薦により市教育委員会が委嘱)。

	事業 9	学校における働き方改革の推進	基本方針No.5
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進		
施策の趣旨・概要	教員の長時間労働は全国的に大きな課題となっている。質の高い教育を実現していくためには、教員の多忙化を解消し、教員一人一人の心身の健康を保持し、子どもたちと向き合う時間を確保することが重要である。		
令和2年度までの取組状況	学校再開後、校内の消毒作業や感染予防に配慮した教材研究等にかかる時間が増加したが、消毒作業をシルバー人材センターに委託したこと、1月の緊急事態宣言以降、学校に残留する時間を午後8時までとするなどの対策をとった。部活動指導員を各校1名の配置を開始した。		
令和3年度の課題	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」に基づき、週あたりの在校時間が60時間を超える(1か月のいわゆる時間外勤務が80時間を超える)教員をゼロにすることを目指しているが、実現のためには教員の業務の仕方について見直しを図ることが必要である。		
設定目標	① 市講師 ¹⁰ や部活動指導員の配置による効果について検証を行うとともに、「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」の見直しや関係規則の改定を行う。 ① 学校マネジメント講座において、業務の削減について、先行事例から学び自校の業務改善につなげる研修を実施する。		
実績	① 令和2年度に市講師が配置された教員の月平均在校時間を比較し、昨年度より4時間6分減少したこと、担任の授業担当時間数が少なくなるにつれて、在校時間は減少する傾向にあることが分かった。 ① 令和4年2月に「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」の策定、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の改正を行った。 ① 学校マネジメント講座において、学校における働き方改革をテーマとした研修を実施した。		
評価	① 市講師配置により、教員の在校時間が減少する効果を検証することができた。 ① 児童・生徒の健やかな成長を支える質の高い学校教育を推進するために、市立小・中学校に勤務する教員の目指す教員像を設定した。その上で、誇りとやりがいをもって職務に従事する環境を整える「先生いきいきプロジェクト」を継続・拡充する形に見直すことができた。		

¹⁰ 市講師 教員の負担を軽減するとともに、より質の高い教育を行うことを目的に市が独自に任用する者(更新済みの教員免許所有者)。単独又は主担当として教科指導を行う。

	① 先行事例に学ぶ研修を行い、これまでの取組とは異なる視点で考えることができたなどの声があった。今後の学校教育の中心となる教員の意識を変える一助となった。
今後の取組の方向性	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」を周知し、当面の目標の達成に向けて教職員の意識を高める。 ② 市講師配置による効果について検証を継続していくことと、持続可能な部活動のあり方について、検討委員会を再開し、協議を進める。

	事業 10	特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進	基本方針No.3 教育支援課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	特別支援教室(通級)の体制整備、交流及び共同学習の推進		
施策の趣旨・概要	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学び場を用意するとともに、交流及び共同学習を進める。		
令和2年度までの取組状況	特別支援教室の全市立小中学校への導入と小学校特別支援教室の拠点校1校を増設し、巡回指導教員と児童の在籍校(巡回校)の連携を強化した。 小学校知的障害学級3学級に交流共同学習支援員5名を配置し、通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進した。		
令和3年度の課題	① 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を拡充する必要がある。 ② 特別支援教育に関する相談支援体制や、教職員への情報発信の強化を図る必要がある。		
設定目標	① 小学校特別支援学級に加えて、中学校特別支援学級にも交流共同学習支援員 ¹¹ を配置して、児童生徒の交流及び共同学習の機会を拡充する。 ② 合理的配慮に関する取り組みを学校や関係機関などから情報収集して、各校教職員との情報共有を図る。		
実績	① 中学校知的障害学級に交流共同学習支援員を配置した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定していた給食時の交流はできなかったが、運動会やプール授業、部活動等への支援を行った。 小学校では算数や図工など教科ごとの交流学習の支援や中休み、昼休み等の遊びの中での支援を行った。		

¹¹ 交流共同学習支援員 特別支援学級の児童が、交流共同学習で通常の学級に入るときの指導補助や特別支援学級と通常学級の連絡調整を行う者。

	② 学校における合理的配慮に関する取り組みについて情報収集し、具体的事例を掲載した教職員用リーフレットを作成した。
評価	<p>① 小中学校特別支援学級設置校に交流共同学習支援員を配置することにより、特別支援学級と通常学級との交流の機会を拡充することができた。</p> <p>交流共同学習により、通常学級と特別支援学級間の連絡調整や情報交換など連携が進んだ。</p> <p>特別支援学級の児童生徒が通常学級での活動を経験することにより、児童生徒の自信につながった。</p> <p>② 教職員向けリーフレットに合理的配慮の提供のプロセスや、書字障害や聴覚障害のある生徒に対する定期テストにおける配慮等、具体的事例を掲載し、学校内での共通理解につながるよう工夫した。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 特別支援学級設置校に配置している交流共同学習支援員の活動内容を支援員同士の会議や障害種別ごとの運営委員会で共有し、児童・生徒の交流及び共同学習の充実を図る。</p> <p>② 就学相談に関する情報発信の強化のためにオンラインによる就学相談の申し込みや情報提供の充実を図る。</p>

	事業 11	不登校児童生徒への支援の充実	基本方針No.3 教育支援課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	スクールソーシャルワーカー ¹² の配置拡充 不登校児童・生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保		
施策の趣旨・概要	不登校児童生徒への支援のため、人的支援の強化や児童生徒の状態に応じた多様な学びの場づくりを進める。		
令和2年度までの取組状況	令和2年度からスクールソーシャルワーカーを6名体制とし、中学校区に1名ずつ配置した。 令和2年7月に不登校中学生の新たな学びの場として「むさしのクレスコーレ ¹³ 」を開設した。		
令和3年度の課題	<p>① 学校において不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた支援につなげる必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒のための多様な学びの場づくりを進める必要がある。</p>		

¹² スクールソーシャルワーカー 児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

¹³ むさしのクレスコーレ 市教育委員会が NPO 法人「文化学習協同ネットワーク」に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した新たなタイプの学びの場。

	③ 不登校児童生徒の支援に関する保護者の理解を促進するために、情報発信の強化を図る必要がある。
設 定 目 標	① 学校とスクールソーシャルワーカーとの連携を深めることにより、児童生徒の状態に応じた支援ができる体制づくりを進める。 ② 家庭と子どもの支援員 ¹⁴ の配置拡充やむさしのクレスコーレの運営体制の強化を図る。 ③ 保護者向けに、学校とフリースクールとの連携や高校進学後に関する情報を発信するとともに、「不登校を考える保護者の集い」を開催する。
実 績	① スクールソーシャルワーカーの定期的な学校訪問に加え、教職員の理解の促進のため、教育支援センター職員が学校に訪問し、職員会議等の機会に説明を行った。 ② 家庭と子どもの支援員の配置校を拡充し、全ての市立小中学校18校に配置した。 むさしのクレスコーレの職員体制を2.5人から3.0人に拡充した。 ③ 不登校の児童生徒を持つ保護者を対象に「不登校を考える保護者の集い」を開催し、11名が参加した。
評 価	① スクールソーシャルワーカーについては、小中学校からの派遣依頼が令和2年度の121名から令和3年度は154名と増加し、多くの相談支援につながった。 ② 家庭と子どもの支援員については、約50名の支援員が延べ4,700時間の支援を行い、不登校傾向の児童生徒に対する家庭訪問や登校支援、授業補助など多岐にわたる支援を行った。 むさしのクレスコーレについては、職員体制の拡充により、グループ支援になじめない個別支援が必要な生徒に対しても丁寧な対応ができるようになった。 ③ 「不登校を考える保護者の集い」では保護者同士の情報交換の場となり、保護者同士の交流のきっかけとなった。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① スクールソーシャルワーカーと学校が互いに連携を深めることにより、児童生徒の状態に応じた支援や校内体制づくりを進める。 ② 家庭と子どもの支援員の配置時間や支援内容を拡充するため、常駐型の支援員を新たに配置する。 むさしのクレスコーレの運営体制のさらなる強化を図る。また、チャレンジルームやむさしのクレスコーレでのオンライン利用の促進を行う。 ③ 「不登校を考える保護者の集い」を複数回開催することにより、保護者同士の交流の機会を拡充する。

¹⁴ 家庭と子どもの支援員 不登校傾向の児童生徒への登校支援、別室支援、学校活動への参加支援を担う。

	事業 12	新学校給食桜堤調理場の整備	基本方針No.4、6 教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の主要な取組	新学校給食桜堤調理場の整備		
施策の趣旨・概要	児童生徒の増加に対応するため、新学校給食桜堤調理場の建設を完成させて、令和3年度2学期から給食の提供を開始する。		
令和2年度までの取組状況	<p>① 建築工事については、計画に基づき、掘削、配管、鉄骨立ち上げ、各階床のコンクリート打設、外壁設置などを進めた。</p> <p>② (一財)給食・食育振興財団と定期的に会議を開催して、新施設の運営に関する協議を行った。</p>		
令和3年度の課題	<p>① 令和3年度2学期からの稼働に向けて、新施設の建設工事を完成させ、新施設完成後は現施設の解体と敷地の外構整備を完成させる必要がある。</p> <p>② 2学期からの稼働を開始するために、運営体制づくりを進めるとともに、調理場完成後、現施設から新施設への移転を行う必要がある。</p>		
設 定 目 標	<p>① 令和3年6月末までに新施設の建設工事を完成させる。また、年度末までに現施設の解体と敷地の外構整備を完成させる。</p> <p>② (一財)給食・食育振興財団と連携して、新施設の運営体制づくりを進めるとともに現施設からの移転作業を行い、2学期から給食提供を開始する。</p>		
実 績	<p>① 7月27日(火)に旧調理場から完成した新調理場本体へ移転を行った。また旧調理場の解体と敷地の外構整備についても8月に2回工事説明会を開き近隣に説明し工事を行い3月22日(火)までに完了した。</p> <p>② 8月4日(水)に新調理場の落成式を行った。短時間勤務枠を設け地域で募集した人材を配置し、8月25日(水)にデモ調理を行い、8月30日(月)から新調理場での給食提供を開始した。</p>		
評 価	<p>① 工事説明会などにより、近隣の方の理解を得ながら、調理場の建て替えを計画どおり完成させることができた。</p> <p>② 給食提供については、地域で募集した短時間勤務のスタッフを配置することで、最新の学校給食衛生基準に沿って作業区分を明確に分けて調理を行うことできた。予定通り小学校2校、中学校6校に開始することができた。</p>		
今後の取組の方向性	<p>① 施設運用については、今後も安定的に行うことが出来るように(一財)給食・食育振興財団と連携しながら、引き続き、給食を着実に提供できるようにする。</p>		

新	事業 13	学びの成果の活用と継承事業及び土曜学校の在り方の検討	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計	画	名	第二期生涯学習計画
計	画	の	主要な取組
			「学びをひろげる・つなげる」の支援、「学びをおくる ¹⁵ 」の支援
施	策	の	趣旨・概要
			第二期生涯学習計画の基本方針である「学びをおくる」の支援について、具体的な事業検討を行う。また、引き続き土曜学校の今後の在り方について検討する。
令	和	2	年度までの
取	組	状	況
			土曜学校を始め、サイエンスフェスタ、親子deサイエンスなどの実施にあたり、小・中学校の教員・児童生徒、高校生の他地域の大学・企業・市民団体などの協力、連携のもと多くの事業を実施している。生涯学習事業費補助金及び子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金等を活用し、団体が行う生涯学習事業について支援している。
令	和	3	年度の課題
			① 人々が学んだことを地域で生かす仕組みづくりを検討する必要がある。 ② 昨年度主管課にて検討した土曜学校の在り方について、今後の方向性を決定する必要がある。
設	定	目	標
			① 既に自主的に活動を行っている人材を活用し、新たに学びを始めたい人向け等のプログラムを実施できるよう、武蔵野プレイスと協議、検討する。 ② 関係課を含めた会議体を設置し、検討を行い、今後の方向性を示し、教育委員会として決定を行う。
実	績		
			① 武蔵野プレイスにおける市民活動団体企画事業で3団体が選定され、1月23日(日)にロボットプログラミング体験教室、2月11日(金・祝)に講演「世界遺産はこうして生まれた」、2月23日(水・祝)に朗読プログラムを実施した。 ② 庁内で土曜学校の在り方検討会議を2回実施し、学習指導要領変更に伴う留意点、アンケート報告、土曜学校の課題と方向性等を協議し、検討結果を取りまとめた。
評	価		
			① 団体自ら学んだ内容を参加者(市民)に教えたり、講演会を企画することにより、「場」の提供による市民から市民への「学びおくり」施策を実施することができた。 ② 事業実施について、学習指導要領の変更による狙いを確認し、自己肯定感を高められる講座や好きなことを極められるような講座等、今後の事業実施に向けてのキーワードの確認ができた。

¹⁵ 学びをおくる 学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」ことを意味する第二期武蔵野市生涯学習計画における造語。

今後の取組の方向性	<p>① 指定管理事業を通して、令和4年度以降も同事業を継続し、市民から市民への「学びおくり」施策を継続する。</p> <p>② 令和4年度に外部有識者を含め、改めて検討を行い、令和5年度以降の土曜学校の在り方を決定する。</p>
-----------	---

新	事業 14	スポーツ振興計画の改定	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計	画	名	スポーツ振興計画
計	画	の	主要な取組
計	画	の	主要な取組
施	策	の	趣旨・概要
施	策	の	趣旨・概要
令	和	2	年度までの取組状況
令	和	2	年度までの取組状況
令	和	3	年度の課題
令	和	3	年度の課題
設	定	目	標
設	定	目	標
実	績		
実	績		

	<p>また、市営プールの今後の整備方針について、屋外プールを廃止し、温水プール・管理棟を建て替える方針とした。</p> <p>改定した第二期スポーツ推進計画を令和4年3月に市議会文教委員会に行政報告した。</p>
評 価	<p>① 第六期長期計画に基づき、武蔵野市におけるスポーツに関する事業を体系化し、総合的に推進することを目的とし、第二期スポーツ推進計画を策定した。平成23年のスポーツ基本法の制定を受け、スポーツを「振興」するから「推進」していく方向性に変更されたため、計画の名称を市民の自発的、主体的な活動に対して支援する「推進」計画と変更した。</p> <p>② スポーツ振興計画の改定において、市立体育施設の類型別施設整備計画を更新し、第二期スポーツ推進計画の第4章に位置づけた。</p> <p>第二期スポーツ推進計画で示した市営プールの今後の整備方針について、第六期長期計画・調整計画における更なる議論に繋げた。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 計画期間を令和4年度から13年度までの10年間とし、予想される社会情勢やスポーツ政策動向の変化に的確に対応するため必要に応じて見直しを行う。施策・事業の進捗管理を年1回実施し、公表等を行う。計画期間4年目と9年目に計画の進捗状況を確認し改善する。</p> <p>② 総合体育館大規模改修工事に向け基本計画の策定、基本設計・実施設計を行う。</p> <p>市営プールの今後の整備方針について、第六期長期計画・調整計画で更に議論を深めるための資料とするため、令和4年度に市民アンケート、利用者等ヒアリング、ワークショップ等を実施する。</p>

	事業 15	歴史公文書等の利活用の推進	基本方針No.8
			生涯学習スポーツ課 武蔵野ふるさと歴史館
計画名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針		
計画の主要な取組	—		
施策の趣旨・概要	歴史公文書は、民主主義における人々の自由と権利の象徴であり、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であるため、歴史的に重要な文書を選別、収集、保存、公開し、資料の利活用を図る。		
令和2年度までの取組状況	歴史公文書の認知向上を図るため、公文書専門員による歴史館大学、コミュニティセンター等の地域での学習会を開催した。また、歴史公文書を展示する企画展示の、インターネット配信に取り組んだ。		

	<p>歴史公文書目録に含まれる個人情報の確認を、デジタル目録公開に向けて行った。令和元年から、ボランティアと協力して歴史公文書の目次を作成する体制を整備してきた。</p>
令和3年度の課題	<p>① 歴史研究者だけでなく、広く市民に向けて歴史公文書、中島飛行機関連資料の利活用を図り、歴史公文書等の存在の周知を行うと共に、武蔵野の歴史を伝える機会を数多く提供する必要がある。</p> <p>② 中央市政センター2階の百年史資料の選別、コロナ関連文書の移管への対応、歴史公文書の文書・簿冊・資料名等による階層化に向けた資料整理、歴史公文書の選別・収集・公開に関する整備を行う必要がある。</p>
設定目標	<p>① 企画展「武蔵野と水」、特集展示「武蔵野と井の頭」、戦争資料展示等で歴史公文書等を活用した展示を歴史館、コミュニティセンター等でも行う。</p> <p>② 百年史資料については資料目録を作成し、廃棄可能な資料を明確化する。また、コロナ関連文書の選別ガイドラインを令和3年度中に作成する。</p> <p>目録化については、寺社関係文書の階層化を図り、併せて村議会・町議会議事録の収蔵簿冊の確認を行い、階層化目録作成に繋げる。</p>
実績	<p>① 企画展「武蔵野と水」、「火のある暮らしのうつかわり」、特集展示「武蔵野と井の頭」、「没後50年野田九浦」、「渋沢栄一と『不良』少年たち～歴史公文書から見る井の頭～」、特別展示「戦争と武蔵野Ⅶ」等、歴史公文書等を活用した展示を歴史館、コミュニティセンター等で開催した。</p> <p>② 百年史資料の目録作成、コロナ関連文書の選別内部指針、寺社関係文書の階層化を完了させた。村議会・町議会議事録の収蔵簿冊の確認を完了させた。</p>
評価	<p>① 歴史公文書等を活用した展示や講演会を開催することで、歴史公文書等の存在の周知、武蔵野の歴史を伝える機会を提供できた。文教委員会勉強会「歴史公文書からみる武蔵野市の近現代史」や、境南小6年生3クラスへの授業支援「戦争と武蔵野」等、依頼を受け講演することも増えており、歴史公文書や公文書専門員の認知度が向上してきたことが伺える。</p> <p>また、第32回東京都平和の日記念行事関連事業「東京空襲資料展(3月6日-3月13日)」で、東京都と連携し、歴史公文書の研究成果の蓄積を活用した展示を開催する等、他機関との連携も進んでいる。</p> <p>なお、これらを含めた様々な事業を展開した結果、令和3年度の来館者数は、コロナ禍にもかかわらず、45,235名と過去最高を更新した(令和2年度:26,536名)。</p>

	② 懸案事項であった百年史資料の整理を行い、公文書専門員を中心とした、公文書管理体制の整備が着実に進んでいる。
今後の取組の方向性	① 歴史研究者だけでなく、広く市民に向けて歴史公文書、中島飛行機関連資料の存在を周知すると共に、歴史公文書等の利活用及び武蔵野の歴史を知る機会を引き続き数多く提供する。 ② 歴史公文書の目録閲覧が可能な文化財・歴史公文書管理システムを4月からクラウド化し、インターネット検索が可能となった。これに合わせて、ウェブ上で公開できるコンテンツを整備する。

	事業 16	文化財の指定、整備と周知、広報	基本方針No.8
			生涯学習スポーツ課 武蔵野ふるさと歴史館
計画名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針		
計画の主要な取組	—		
施策の趣旨・概要	専門的研究・分析等を行うことを通じて文化財指定を行い、文化財の周知と利活用を図る。また、博学連携事業については、市内小・中学校にとどまらず、様々な機関と連携を図る。		
令和2年度までの取組状況	旧赤星邸の国登録文化財の登録、御殿山遺跡出土・縄文草創期資料の市文化財指定に向けた調査研究に取り組んだ。 「おうちで歴史館」等、SNS等を利用した新たな情報提供に取り組んだ。		
令和3年度の課題	① 市の文化財の指定、国の登録文化財への登録などを、継続的に行う。 ② 市の天然記念物である樹木の長期的視野に立った保護に取り組み、文化財からの視点だけでなく、緑や自然環境の保護なども考慮した文化財の保護を推進する必要がある。		
設定目標	① 旧赤星邸の国登録文化財登録、平野家文書の市文化財指定に取り組む。平野家文書については、令和3年度中に文化財保護委員会に市文化財指定の諮問を行う。 ② 高橋家の大ケヤキについて、複数の樹木医の見解を検討し、保護計画を7月までに作成する。緑のまち推進課と協力し、市民に文化財と緑の保護に関する理解を深めるための講演会を実施する。		
実績	① 7月に御殿山遺跡出土・縄文草創期資料を市指定文化財に指定した。平野家文書は、2月に文化財保護委員会へ諮問した。旧赤星邸は2月に国へ登録文化財の登録申請をした。また、文化財保護法改正に伴い、条例改正を行い、市登録文化財制度を新設した。		

	② 高橋家の大ケヤキは令和3年度から20年度までの長期保護計画を策定した。緑のまち推進課と協力し、令和3年度文化財講演会「玉川上水の歴史と史跡・名勝としての価値」を開催した。
評価	<p>① 御殿山遺跡出土・縄文草創期資料の市指定文化財に指定に伴い、企画展、ワークショップを行い、広く市民へ周知を行った。また、市の文化財の指定、国の登録文化財への登録手続きなどを着実に行うとともに、条例改正により文化財制度の拡充を図ることができた。</p> <p>② 高橋家の大ケヤキについて、複数の樹木医の見解を検討し、長期保護計画を作成できた。緑のまち推進課と協力し、市民に文化財と緑の保護に関する理解を深めるための講演会を実施できた。</p> <p>緑のまち推進課とは、高橋家の大ケヤキなどの市指定文化財の保護にとどまらず、市内の古木の保護も可能な制度の整備についても協議を行う等、協力体制を構築することができた。</p>
今後の取組の方向性	<p>① 旧赤星邸の国登録文化財登録、平野家文書の市文化財指定に引き続き取り組む。市登録文化財の登録に向け、調査・研究を行う。</p> <p>平野家文書の市文化財指定に合わせ、研究の成果を示す特集展示を開催し、学芸員が学校等での出張授業を行うなどの学校連携により文化財の普及を行う。</p> <p>② 高橋家の大ケヤキについては、長期保護計画に基づき、計画的に適正な管理を行っていく。</p> <p>クラウド化される文化財・歴史公文書システムで文化財資料を公開するため、専門家だけでなく多くの方に閲覧いただけるように整備する。また、指定・登録に留まらず、文化財の利活用の促進により、文化財の保護普及に努める。</p>

新	事業 17	市立図書館を支える人材の育成	基本方針No.9
			図書館
計画名	第2期 武蔵野市図書館基本計画		
計画の主要な取組	専門人材の育成・強化		
施策の趣旨・概要	<p>これからの図書館を支える図書館員には、図書館サービスに関する知識と実務経験を有するのみならず、図書館を含む市政全体の様々な視点を持ちながら、計画策定と進行管理、人事・予算・施設のマネジメント、指定管理者制度等の適切な運用を行う市職員としての知識と実務経験も重要となる。</p> <p>市の人材育成基本方針を基盤としながら、図書館人材の育成を計画的に実施する。</p>		

令和2年度までの取組状況	令和2年12月に、中央図書館を引き続き市直営としていく方針が定まり、その方針において図書館行政の企画・立案を担う人材育成を進めていくことが示されたことを受けて、令和3年3月に、武蔵野市立図書館人材育成計画を策定した。
令和3年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 中長期的な視点に立ち計画的に、今後の図書館行政を支える市職員を、育成する必要がある。 ② 3つの市立図書館は、市職員及び(公財)武蔵野生涯学習振興事業団¹⁶職員により支えられており、市立図書館全体を捉えた人材育成の視点も必要である。 ③ 図書館員には、蔵書に関する知識や選書能力、レファレンス能力などの専門知識と実務経験が求められ、職位や経験年数に応じた専門研修や司書養成が必要である。
設定目標	<ul style="list-style-type: none"> ① エキスパート職員配置制度活用を検討する。 ② (公財)武蔵野生涯学習振興事業団との派遣研修を実施する。 ③ 東京都立図書館など外部関係機関との令和4年度派遣研修計画を検討する。 ③ 令和4年度司書養成プログラムに参加するための予算の確保を検討する。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ① エキスパート職員配置制度の活用を検討したが、図書館への制度適用には至らなかった。 ② 市と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団との間の相互派遣研修を令和4年度より3か年の予定で開始できた。 ③ 外部関係機関との派遣研修を検討したが、実施には至らなかった。 ③ 司書養成プログラム参加のための令和4年度予算を確保することはできなかった。
評価	①②③ いずれも、市全体の人事施策に深く関わる課題であり、1年に渡り人事施策所管部署との協議を行った。その結果、市全体の人事施策の観点から総合的に勘案すると、図書館への限定的かつ固定的な人材配置及び育成に関する懸案、さらにはエキスパートあるいは外部関係機関派遣の対象となる中堅人材の不足も示されたことにより令和4年度からの実施は困難と判断された。なお、②の相互派遣研修については、市職員としての人材育成効果が期待されることから実施できる運びとなった。
今後の取組の方向性	①②③ 図書館を含む今後の市の生涯学習施策を担う人材育成・配置のあり方という観点から課題を整理し、人事施策所管部署との協議を継続する。

¹⁶ (公財)武蔵野生涯学習振興事業団は、(公財)武蔵野文化事業団と合併し、令和4年4月1日より(公財)武蔵野文化生涯学習事業団となった。

新	事業 18	子どもたちの読書活動の充実	基本方針No.9
			図書館
	計画名	第2期 武蔵野市図書館基本計画	
	計画の主要な取組	すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施	
	施策の趣旨・概要	令和3年3月に策定された第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、本市における子どもの読書環境を整備し、充実を図る。	
	令和2年度までの取組状況	子どもの読書活動を総合的に推進するため、第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画を策定した。	
	令和3年度の課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども読書活動推進には、活動に関わる多くの主体が相互に情報共有し、連携することが重要であり、そのための仕組みが必要である。 ② 計画に掲げた新規・拡充取組を着実に実施する必要がある。 	
	設定目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの読書活動に関わる機関による連絡会等を設置し、活動を開始する。 ② 保護者向け読み聞かせ講座や保育園、幼稚園などの団体用カード作成、情報活用に関する講座など、新規拡充事業を実施する。 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園、保育園、0123施設など子どもの読書活動に関わる機関が参加する連携会議を設置し、令和3年度中に2回開催した。各機関における子ども読書活動に関する情報交換を行うなど、連携協力の仕組みづくりを開始した。 ② これまで実施してきたおはなし会や子ども図書館文芸賞、読書の動機づけ指導に加えて、絵本作家を講師に招いての保護者向け講演会や幼稚園などの団体が図書館を利用しやすくなるための図書館カードの作成、「子どもの権利」をテーマにした小学生向けワークショップ、司書体験イベント、SNSを素材にした文章教室ワークショップのオンライン開催などを実施した。 	
	評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 本市において様々な機関が行う子どもの読書活動に関して、情報共有できる仕組みを開始することができた。またこの仕組みによって、双方のニーズの合致により、図書館が関係機関に出向いておはなし会を開催するといった試行も検討されるなど、具体的な連携協力のかたちも現れた。 ② 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、乳幼児期から青少年世代にかけて、事業の新規拡充に取り組んだことにより、乳幼児期における本に親しめる環境づくり、学齢期から青少年世代の興味関心に応じた読書機会の提供を進めることができた。 	

今後の取組の方向性	<p>① 連携会議の枠組みを生かし、保育園・幼稚園・子育て支援施設等関係機関職員向けの講演会や関係機関との連携事業の企画実施を進める。</p> <p>② 引き続き、第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援に取り組む。</p>
-----------	---

新	事業 19	計画的な図書館の修繕・改修の実施	基本方針No.9
			図書館
計画名	第2期 武蔵野市図書館基本計画		
計画の主要な取組	—		
施策の趣旨・概要	施設の老朽化に対応した予防的な修繕を計画的に進め、現行法の基準に即した快適な図書館環境の維持及び利用者の安全性向上を図る。		
令和2年度までの取組状況	第2期武蔵野市図書館基本計画に示された施設整備のあり方に基づき、老朽化した施設設備の更新工事及び法改正により必要となった安全性向上のための改修工事について実施の検討、予算計上等準備を行った。		
令和3年度の課題	① 中央図書館の氷蓄熱槽・冷凍機空調設備更新、特定天井(1階～2階吹抜け部分天井)改修、利用者エレベーター改修など、大規模工事実施に伴う臨時休館やサービス縮小の影響を可能な限り避ける必要がある。		
設定目標	① 利用者の安全を確保しながら、図書館サービスを可能な限り継続し、工事を完了する。		
実績	① 令和3年10月28日(木)から令和4年2月25日(金)までの期間において、氷蓄熱槽・冷凍機空調設備更新、特定天井耐震改修及び照明LED化、利用者エレベーター安全性能向上のための改修、トイレの洋式化・手洗器自動水洗化など、必要な館内設備更新を実施完了した。また、工事中は安全確保のため館内一部区画を利用不可としたが、資料の貸出、返却、閲覧など基幹サービスを継続することができた。		
評価	① 工事中も、安全確保を最優先に、利用者の理解・協力も得て事故等なく図書館サービスを可能な限り継続しつつ、当初予定していた工事に館内衛生環境向上に関する工事も追加し、無事工事を実施完了することができた。		
今後の取組の方向性	① 引き続き、第2期武蔵野市図書館基本計画に示された施設整備のあり方に基づき、老朽化した施設設備の更新工事及び法改正により必要となった安全性向上のための改修工事について実施を検討する。		

■新型コロナウイルス感染症への対応

令和3年1月、緊急事態宣言が発出された後も、国は全国一斉の臨時休業要請は行わない方針を表明した。本市においても、感染防止対策を徹底しながら市立小・中学校での教育活動を継続した。しかしながら、学校行事等については、その時々感染状況によって延期や中止を余儀なくされる事も多かった。卒業式や入学式は人数制限や時間の短縮等の工夫をしたうえで行われ、日光移動教室も、延期及び日数を短縮したうえで全校実施をすることができた。セカンドスクールや修学旅行については、延期や中止を余儀なくされたが、一部学校においては代替事業を実施した。予定をしていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の学校連携観戦については、児童・生徒の安全を最優先に考慮し、中止とした。

第5波の感染拡大時は夏季休業の期間と重なっていたため、学校内での集団感染等のリスクについては避けることができたが、2学期の開始については慎重な判断が必要とされた。2学期以降の教育活動等については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における意見及び教育委員会における議論を踏まえて対応を決定し、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に基づく感染防止対策を徹底したうえで、2学期を開始した。

令和3年度からは、市立小・中学校において、児童・生徒一人1台の学習用コンピュータが配布されたことにより、感染予防や感染の疑い等により登校できない児童・生徒又は学級閉鎖等の臨時休業となった場合においても、双方向の学びの機会を確保し、児童生徒の健康状態や学習状況の把握ができる環境も少しずつ整っていった。

(出展:「令和3年版」新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書)

5 点検・評価に関する有識者からの意見

放送大学教授 岩崎久美子

1. 総括的意見

武蔵野市は、全国の先駆けとなる教育事業を多く展開してきた。その根底には、武蔵野市民の教育への高い意識や地域コミュニティを基盤とし積極的な市民参画を文化とする地域特性がある。

市民が武蔵野市の教育に参画する姿は、武蔵野市が重要視する武蔵野市民科の生きた教材となっており、児童・生徒に市民性を有する人物像を提供するものである。そのため、武蔵野市教育委員会にあっては、市民参画をファシリテーションする機能がことさら求められ、学校教育、生涯学習事業においても重要視されるべきである。

特に注目することとしては、第一中学校や第五中学校において、未来の学校を想定したコンセプトを反映した改築計画が進行していることがある。学習の中心に開放的な学校図書館を設置し、ラーニングコモンズとして機能させるプランでは、教室からコモンズといった共有スペースへの動線により、生徒や教員が行き交い、対話を促す創造的空間が創出される工夫がなされている。コロナ禍で地域住民とのワークショップができなかったことは残念であるが、それに代替する意見聴取を通じて、地域住民の要望が織り込まれたと推察する。改築に向けた作業は煩雑できめ細やかな配慮が必要であり、またコンセプトを含めセンスも求められる。学校教育の未来を体現する改築によって、建物が開放的であるだけでなく、物理的にも心理的にも地域に開かれた学校のモデルとなることを期待したい。また、コモンズといった空間利用に際しては、武蔵野ふるさと歴史館などの資料が巡回展示されるといった社会教育施設との有機的連携も一考であろう。

2. 個別事業への意見

(1) 市民性を高める教育理念の確認

人権教育やいじめ防止などの根底には、教育理念が必要である。諸外国では、多様性 (diversity)、公正性 (equity)、包摂 (inclusion) が学校や大学などの教育機関でも求められている。武蔵野市教育委員会が作成する資料では、多様性、包摂という考え方は見受けられるが、公正性についての言及がない。公正性は、教育理念として市民性の礎の一つと考えられる。道徳教育として一つに括るのではなく、社会正義やフェアであることなど公正性についてはグローバルスタンダードの教養として、武蔵野市民科で指導することは肝要と思われる。

武蔵野市民科を通じ自己決定性を重視した学習を行っていることは評価できる。自己決定性は、成人になってから継続的に、かつ自発的に学習を行う鍵である。学校や大学等を離れた成人になってからの学習は、個人に委ねられる。自律的、かつ自己決定的に学習を計画、実施、評価できることは、流動化する社会の中で生きぬき、雇用を確保・維持するための拠り所となる基本的資質である。この点については、学校教育において引き続き力点を置いた指導がなされることが望まれる。

武蔵野市民科では、「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育てることが目標とされ、教育課程上の位置付けや体系もなされている。教育実践の紹介にとどまらず、武蔵野市民科の導入によって児童・生徒にどのような資質・能力が形成されたか、適切な測定に基づき検証することも今後は求められることであろう。

(2) 学習を促す学校図書館機能の拡充

学校図書館は、調べ学習などを行うリソースを有する場である。同時に、学校図書館は静かに読書する場から、子どもたちが話し合い、また学び合う場としての機能が重視されてきている。子ども同士が自由に対話できる空間として、学校図書館は教室とは異なる居心地の良い場所であるべきである。改築される第一中学校や第五中学校のみならず、既存の施設を工夫・活用することで、ラーニングコモンスの発想が武蔵野市の小中学校にあまねく行き渡ることを期待する。

公共図書館においては、市民の学術的興味・関心を充足するため、武蔵野市立図書館が有する蔵書を超え、地域に立地する大学図書館、都立図書館や国会図書館とのネットワークによる相互貸借の円滑な運用や促進、資質・能力を有する司書を介した市民対象のレファレンス業務の充実が肝要である。

武蔵野市が「ラーニング・フォー・オール」（学びをすべての人々に）という標語を掲げ、積極的な情報提供やさまざまなところでの学びの機会の提供も行われていることは評価しうる。高齢者、障害者、生活困窮者、外国人などへの配慮とともに、それ以外にあっても学習機会にアクセスしない・できない市民に対するアプローチも重要である。市民が市役所に来る機会に学習情報を提供できる仕組みや「おためし」で学習活動やスポーツ活動に参加できる工夫があると良いと思われる。

(3) 学校教員の士気高揚方策の検討

教員の働き方改革の名の下、教員の長時間労働は課題として広く認識されるようになった。武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画では、副題に「先生いきいきプロジェクト・2.0」とある。教員がいきいきするためのプロジェクトであれば、教員業務の見直しを各小中学校の若手教員を中心とするメンバーにより検討する取り組みも一考である。

教員研修は、体系だっており充実した内容となっているが、教員の世界に留まる受身的な内容に見受けられる。教員が独自に研修計画をたて、通常の学校内とは異なる経験を校長が認め、許容するような制度の創出を期待したい。与えられた研修を受講するのではなく、教員自ら自己決定的に学習し子どものモデルになる学習者であることが、子どもの自己決定力を育成するためには必須と思われる。

以上、武蔵野市教育部の重点事業については、着実に、また特色ある活動が種々行われていることを確認した。優れた教育活動の実践を関係者内外で共有し、教育の未来に向けた新たな発想を社会に発信して欲しい。

令和3年度の各課重点事業の点検・評価においてはポストコロナということで多くの工夫とともにコロナ以前のように落ち着いて取り組んでいることを感じた。各担当課は想定される状況や課題をあらかじめ検討し、教育に対して最善の方法を模索されていることが質疑から確認できた。今後もこれまで同様先進的に事業展開されることを期待する。

1. 事業1～2教育企画課

(事業1) コンピュータ室については、近年タブレットの使用(移動可能)により校種を問わず必要なくなっている。その背景から他の必要施設に転用されることは合理的対応である。体育館整備も教育という観点とともに災害時の利用施設としての汎用的利用を視野に入れていることが確認された。特に近年の温暖化に伴う他の地方自治体と同様に体育館空調設備配備の推進とそのエネルギー源の省エネ化としてのハイブリッドを考えられていることは評価できる。

(事業2) 第一中学校、第五中学校の改築では、これからの教育を意識した先駆的なコンセプトのもと設計されており、今後の学校改築の一つのモデルとなる。学びの多様化を見据えた構造であるとともに地域との連携や災害時の利用等を考慮した次世代モデルといえる。さらに様々な対応や要望を想定し、自由な発想で進めていただきたい。第五小学校、井之頭小学校改築にあたって同様に先駆的なコンセプトのもと進められるよう様々な視点から検討されるようお願いしたい。

2. 事業3～9指導課

(事業3) 「いじめ」に関しては全国的に大きな課題である。特に対応において教育委員会と現場との不適切な関係性は、対応の厳格化や公平性・明瞭化を鈍らせ隠ぺいの温床になりかねない。その点武蔵野市では第三者委員会の設置をはじめ、隠ぺい体質の排除を意識した組織・体制を構築されていると確認できた。

(事業4) 武蔵野市民科は市民性教育の柱となる取り組みである。教材開発、研究開発、カリキュラム検討等今後も推進し武蔵野市の教育の特色としてほしい。

(事業6) 学習者用コンピュータを一人1台整備したことは評価できる。さらに今後は運用面で適切にかつ有効に活用されているか検証が必要である。ICT活用推進リーダーが2か月に1回の割合で連絡会を開いているということであるが、さらに教員に対する研修を充実させ、どの教員も有効活用できるよう推進していただきたい。

(事業7) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業力の向上については、各校や市における研修を行い、また、リーフレット等の作成により実現を目指していることが確認できた。さらに武蔵野市独自の метод論を作り上げると具体的かつ武蔵野市の教育というブランド力が増すと考えられる。

(事業9) 「働き方改革」の一つとして「部活動」の担当の在り方が質疑された。その一つとして外部指導員の対応が示された。これは全国的にも同様の動きがみられる。私も含め委

員からは、教員の希望等を聞きながら進める必要があることが示された。これは日本の学校教育における良い点として、教員が指導することによる教育の一貫性をどのように解決するかということであり、課題であるということである。またチャンピオンシップを目指す部活の在り方は再考が必要である。大学におけるサークル（体育会に対する）のような「楽しむ」という観点の部活動づくりも本来の「クラブ」という意味から必要であると考ええる。

3. 事業10～12教育支援課

（事業10）「特別支援教育」に関しては、昨今の需要の状況に比べ、教師教育が不足していると感じる。武蔵野市としては、新任教育をはじめ、教員研修で十分実施されているということであるので今後も意識して実施されることが期待される。

（事業11）「不登校児童生徒への支援」は他地方公共団体と比較して先進的な取り組みと考えられ、モデルになるような取り組みと思われる。取り組みに関して情報発信や情報共有が行われるとよいのではないだろうか。

4. 事業13～16生涯学習スポーツ課

（事業13）「学びをおくる」はよく考えられた造語であるが、造語の場合、誤解がないように丁寧な説明が必要となる。土曜学校、サイエンスフェスタ、親子deサイエンスなど精力的に学校外での事業を推進されていることは評価できる。一方で、児童生徒の土曜日の過ごし方の変化等により、20年前と比べて延べ参加者数が半減しているとの報告があった。推測であるが小学校中学年以上になると塾通いが急速に増加する。そのあたりが一因であるかもしれない。いずれにしても要因を突き止めて対応されることが必要である。

（事業14）第二期スポーツ推進計画を策定ということで策定委員会において8回議論を重ね、市民のスポーツ振興に対して基本方針を設定したことは評価できる。総合体育館の大規模改修を計画し、市民のスポーツによりよく寄与できるよう推進している。また、市営プールの整備方針も適切であると考えられる。

5. 事業17～19図書館

（事業18）図書館利用についてホームページの活用を今後も推進していただきたい。予約をはじめ、イベント等の広報も今後ホームページの利用者増加が見込まれる。一般的に公共団体のホームページは見づらい、フローチャートの作りが悪くたどり着けない等の意見が散見される。利用者の声を反映できるようお願いしたい。また、図書館は学生の勉強の場や居場所としての機能など多様化している。今後の図書館の在り方は様々な視点から検討し、改善していただきたい。

1 総評

武蔵野市教育委員会は教育目標の前段に「武蔵野市民のための教育を進めるにあたって」の一文がある。各課における事業のきめ細やかな取組はまさに「武蔵野市民のため」を具現化したものであると感じている。

これからも、教育先進市武蔵野にふさわしく教育委員会が2030年を見つめ積極的な施策展開をされ、武蔵野市の子どもたちが「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりより未来の創り手」となることを願っている。

2 各課について

(教育企画課)

事業2について、学校改築を着実に進められているなかで、新校舎のコンセプトを「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」とする趣旨は画期的であると考ええる。「校舎があり、その中に個別に教室がある」というスタイルは、オープン教室型の学校であれ、教科教室型の学校であれ、基本的にはそれを踏襲するものと感じているが、このように校舎全体を「個別最適な学び・協働的な学びを促す空間」は新たな発想であり、「この校舎に入ると『校舎全体に学びの文化』がある」画期的なものであると評価している。その意味でも、学びの中心となる「ラーニングコモンズ」に大きく期待している。

(指導課)

事業3 指導課が「いじめ防止に向けた取組」を第一に掲げ、人権を尊重する教育に重点を置き、施策を展開していることは大変評価できる。2013年の東京都人権に関する世論調査で「人権啓発・教育の推進のために力を入れるべきこと」の第一位は「学校で現代の社会における人権問題を教えるなどの人権教育を進める」であった。そのような都民の期待からも教職員に対する人権教育研修、また教師にとっての最も身近な人権課題である「いじめ」防止にぜひ積極的に取り組んでいただきたい。いじめ防止対策推進法4条には「児童等は、いじめを行ってはならない」がある。「自分たちの集団で起きていることは自分たちが解決する。自分たちの集団は絶対にいじめをおこさない」と生徒自身がよりよい社会を作る力を身に付けさせるためにも、子どもの権利条約を生かす意味からも、生徒会組織の積極的な活動にも期待している。その意味で「エール・ウィーク」の取組も教師から子どもへだけでなく、子どもたち同士が友達のよさを伝え合うような工夫をお願いしたい。特に中学生の自己肯定感の向上は「ともだちからのありがとう」の言葉にあるからである。

また、自尊感情測定尺度（東京都版）の活用を進める今後の取組は大いに評価する。データを根拠に、一人ひとりの子どもたちを理解し、「私は誰の役にも立っていない」「私を頼りにしてくれる人はいない」「私は他の人と同じ価値のある人間ではない」と感じている子

子どもを把握し、学校その他で「他者貢献の場面」を様々につくり、自分の価値を子どもたちが感じる取組をぜひ積極的に進めていただきたい。

事業4 「武蔵野市民科」は「武蔵野を愛し武蔵野に誇りをもつ」自尊感情の高い児童・生徒の育成のためにも大切な学習である。子どもたちが身に付ける資質・能力である「知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度」と武蔵野市民科で身に付ける資質・能力「自立 協働 社会参画」との関連性を整理するとよいと考える。

事業7 主体的・対話的で深い学びの実現のために、教育課題研究開発校で、学習過程の「武蔵野スタンダード」をぜひ作成し、先生方の授業マネジメント力の向上を期待する。

事業9 2025年度までを目途にした小学校高学年教科担任制は喫緊の課題である。武蔵野独自の市講師配置の取組とともに、働き方改革の視点からも検討を進めていただきたい。

(教育支援課)

事業10 「障がいのあるなしに関わらず」というインクルーシブ教育の理念が武蔵野市においては、「交流共同学習支援員」という制度の中学校への拡充で進められていることを評価する。指導課の範疇になると思うが、「障害のある子どもも通常の学級の子ともと交流できます」ではなく、「通常の学級の子ともも障害のある子どもから学ぶ」という視点をしっかりとって相互交流の視点を明確にした事業を進めていただきたい。

事業11 むさしのクレスコーレの開設、職員体制の拡充などで、選択できる子どもたちの「居場所」を増やし、積極的行動的な支援を行っていることが評価できる。学校という社会とつながれなくとも、自分がつながれる社会（居場所）があることが大切であり、いたずらに学校復帰を目指さない、不登校ゼロを目標に掲げない、一人ひとりの子どもの生き方を尊重するという「教育機会確保法」の精神をも踏まえた教育支援課の考え方は先進的である。不登校の子どもをもつ保護者の集いは、保護者のエンパワメントをもたせる意味でも大切な取組と考える。

(生涯学習スポーツ課)

事業13・14 学校に居場所のない子ども、学校には友だちがいない子ども、自分は「帰宅部」あるいは「退部」した子ども。挫折体験があり、自己実現できず、自分への充実感がもてないでいる子どもが一人でも参加して、ここにくると自分が生かされる、また来たい、居場所がここにはある。そんな取組に大いに期待する。

また教員へしっかり周知する方法を検討していただき、先生方から子どもたちに促せるような状況になることを期待したい。

(武蔵野ふるさと歴史館)

令和3年度の来館者数が過去最高であることは大いに評価できる。子どもたちの活用を積極的に図り、また「武蔵野市民科」との連携なども進めていただきたい。

(図書館)

生涯学習スポーツ課と同様になる。さまざまな事業の展開をぜひ今後も継続していただきたい。その意味で「司書体験イベント」で、司書の仕事を実際に経験することができた児童・生徒がいるとの実績は大いに評価する。参加してください、だけではなく、一緒にやりましょう、お手伝いしてください、という体験は子どもの自己肯定感を高めるためにも重要である。

6 資料

(1) 教育委員会名簿

令和3年4月1日～令和4年3月31日

役職名	氏名	就任年月日	備考
教育長	たけうちみちのり 竹内道則	平成30年4月1日	
教育長 職務代理者	いぐちだいや 井口大也	令和2年4月1日	
委員	わたなべいちえ 渡邊一衛	平成27年4月1日	
委員	しみずけんいち 清水健一	平成30年4月1日	
委員	たかほしやまと 高橋和	令和2年11月1日	

(2) 令和3年度教育委員会定例会及び臨時会における審議内容

会議別	開催 年月日	議案 番号	議案及び協議事項等	結果
第4回定例会	R3.4.8	7 8	武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 武蔵野市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令 協議事項 (1) 令和3年度教育委員会各課の主要事業について 報告事項 (1) 令和3年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について (2) 令和3年度武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について (3) 武蔵野市スポーツ推進委員の解嘱にかかる専決処分について (4) 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正について (5) 特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正について (6) 武蔵野市高等学校等入学準備金支給要綱の一部改正について (7) 武蔵野市社会教育備品貸出し要綱の廃止について (8) 武蔵野市スポーツ推進委員選考に関する要綱の一部改正について (9) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について	可決 可決
第5回定例会	R3.5.7		報告事項 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発出に伴う教育委員会の対応について (2) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について (3) 武蔵野市立小学校教育管理職の人事異動について (4) 第一中学校及び第五中学校改築基本設計・実施設計等業務委託に関する公募型プロポーザルの結果について (5) 令和3年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数（速報値） (6) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「水と武蔵野」について	
第6回定例会	R3.6.9	9 10 11 12 13	御殿山遺跡第2地区N地点出土縄文時代草創期資料の市文化財指定について 武蔵野市公立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 武蔵野市史跡名勝天然記念物等の現状変更等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則 武蔵野市教育委員会教育長に対する委任規則第2条に基づく議決について 報告事項 (1) 教育部主要事業業務状況報告（4～5月） (2) 武蔵野市教育委員会後援要綱の全部改正について (3) 押印の見直しに係る要綱等の改正について	可決 可決 可決 可決 可決

会議別	開催 年月日	議案 番号	議案及び協議事項等	結果
			(4) 学級編制の標準の引下げへの対応方針について (5) 第一中学校及び第五中学校改築事業の今後のスケジュール等について (6) 令和3年度南砺市利賀村訪問・来訪の中止について (7) 武蔵野市立学校給食校堤調理場の開設について (8) (公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併にかかる準備作業の進捗状況及び今後の予定について (9) 武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱の専決処分について	
第7回定例会	R3.7.7		協議事項 (1) 令和3年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和2年度分)について(重点事業の点検・評価部分) (2) 令和4年度使用中学校教科用図書(中学校社会科)採択について 報告事項 (1) 押印の見直しに係る要綱の改正について (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会学校連携観戦の中止に関する専決処分について (3) 学校・家庭・地域の協働体制に関する庁内検討委員会の設置について (4) 武蔵野市高等学校等修学給付金支給要綱の一部改正について (5) 企画展「武蔵野の縄文時代草創期」について	
第8回定例会	R3.8.4	14 15	令和3年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和2年度分)について 令和4年度使用中学校教科用図書(社会 歴史的分野)の採択について 報告事項 (1) 武蔵野市立小学校教育管理職の人事について (2) 第一中学校及び第五中学校改築事業の改築コンセプト案等について (3) 武蔵野市子ども読書活動推進会議設置について (4) 「子どもの権利ってなあに？」ワークショップ及び関連図書展示について	可決 可決
第9回定例会	R3.9.6		報告事項 (1) 教育部業務状況報告(6~8月)について (2) 令和3年第3回市議会定例会提出議案について (3) 令和4年度予算概算要求について (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準について (5) 指導課が所管する行事等の取扱いについて (6) (公財)武蔵野生涯学習振興事業団と(公財)武蔵野文化事業団の合併に係る進捗状況について (7) 中央図書館保全改修等工事及び工期中の開館スケジュール等について	
第1回臨時会	R3.9.10		報告事項 (1) 第一中学校及び第五中学校改築事業の改築コンセプト案等について	
第10回定例会	R3.10.6		報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 武蔵野市民会館運営委員会委員の委嘱について (3) 第10期 武蔵野市図書館運営委員会委員の委嘱について (4) 学校・家庭・地域の協働体制検討委員会の設置について (5) 令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果について (6) 企画展「武蔵野の名所」について	
第11回定例会	R3.11.4		報告事項 (1) 令和4年度予算概算要求査定結果(教育部)について (2) 令和3年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」(速報値)について (3) 第二期武蔵野市スポーツ推進計画(仮称)中間のまとめについて	
第12回定例会	R3.12.2		報告事項 (1) 教育部主要事業業務状況報告(9~11月)について (2) 令和3年第4回市議会提出補正予算について (3) 武蔵野市立第一中学校改築及び武蔵野市立第五中学校改築の基本設計について (4) 武蔵野市トラックレース2022の開催について	
令和4年 第1回定例会	R4.1.5	1	武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 協議事項 (1) 令和4年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について (2) 武蔵野市いじめ防止基本方針 具体的方策(案)について (3) 武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画~先生いきいきプロジェ	可決

会議別	開催 年月日	議案 番号	議案及び協議事項等	結果
			クト～の改定について 報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について (2) 武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱の制定について (3) 武蔵野ふるさと歴史館学校連携展示「火のある暮らしのうつりかわり」(仮)について	
第2回定例会	R4. 2. 9	2	武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について 3 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例 4 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例 5 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 6 武蔵野市立小・中学校管理職の人事について 協議事項 (1) 武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」言葉の選出について (2) 第二期武蔵野市スポーツ推進計画(案)について 報告事項 (1) 武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策について (2) 武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～について (3) (公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に係る準備作業の進捗状況及び今後の予定について (4) 令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告について (5) 令和3年度第6回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について	可決 可決 可決 可決
第3回定例会	R4. 3. 3	8 9	武蔵野市立学校の学校徴収金事務取扱規程 第二期武蔵野市スポーツ推進計画について 協議事項 (1) 武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の指名について (2) いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」改訂について 報告事項 (1) 教育部業務状況報告について(12～2月) (2) 令和4年第1回市議会提出補正予算(案)について (3) 令和4年度教育費予算(案)について (4) 令和年度教育委員会児童生徒表彰受賞者について (5) 学級編制の標準引下げに伴う関前南小学校増築棟建設工事基本設計について (6) 第15回むさしの教育フォーラム「未来の創り手となる武蔵野の子～武蔵野市民科を通して～」実施報告について	可決 可決

令和4年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和3年度分)

発行年月	令和4年8月
発行	武蔵野市教育委員会 武蔵野市緑町2丁目2番28号
編集	武蔵野市教育委員会教育企画課 電話 (0422) 60-1894 (直通)